

長岡京市商工会プレミアム付ガラシャ商品券等（電子版）取扱事業所募集等要項

（目的）

第1条 この要項は、長岡京市商工会（以下「当会」という。）が「ガラシャ Pay」（以下「本アプリ」という。）を活用して実施するプレミアム付電子商品券の発行事業、およびスタンプラリー・各種キャンペーン等によるポイント付与等の地域デジタルサービス（以下「本事業」という。）に関して、長岡京市内の消費喚起および店舗・商店街の活性化を図り、地域経済の振興に資することを目的とする。

2 この要項は、本事業において電子商品券およびポイント等を取り扱う事業者（以下「取扱事業者」という。）の登録手続き、遵守事項および運用等について定める。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **電子商品券**：当会が発行する、プレミアム分が付与された電子データ形式の商品券をいう。
- (2) **ポイント等**：本事業におけるスタンプラリー、各種キャンペーンおよび施策等に基づき、利用者に付与されるデジタルポイント、クーポンおよび各種特典をいう。
- (3) **商品券等**：上記第1号の「電子商品券」および第2号の「ポイント等」の総称をいう。
- (4) **特定取引**：取扱事業者が、本アプリの利用者に対し、商品券等を対価として物品の販売、貸付け、または役務の提供を行う取引をいう。
- (5) **決済用 QR コード等**：特定取引を行うために当会が取扱事業者に交付または付与する、決済用2次元コード、店頭掲示用ポスター、または識別用データをいう。
- (6) **告示等**：本事業の実施に関し当会が定め、Web サイトへの掲載、書面の交付、電子メール、本アプリその他の方法により、利用者または取扱事業者に公表または通知する事項をいい、実施概要、募集要項、その他これらに類するものをいう。
- (7) **大型店**：本事業において、地域専用券の利用対象外となる、以下のいずれかの基準に該当する事業所をいう。
 - ① 資本金の額が1億円以上の法人
 - ② 店舗面積（市内に複数店舗を有する事業者にあつては、合計店舗面積）が1,000平方メートル以上

（応募資格および対象外取引）

- (1) **第3条** 取扱事業者の登録応募資格を有する者は、長岡京市内に事業所を有する事業者（以下「事業者」という。）で、かつ主として次に掲げる業種を営む者とする。ただし、取扱品目が消費者の最終需要として、消費の対価として支払う商品の販売およびサービスの提供並びに取引である場合に限る。
 - (1) 小売業（製造業、卸売業で小売を行う者の小売を含む）
 - (2) 飲食店
 - (3) 運輸業
 - (4) 医療業（健康保険による医療給付に係る支払いは対象外）
 - (5) サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業関連業種を除く）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる物品、役務等の支払い（以下「適用除外取引」という。）に商品券等を使用することはできない。

- ① 出資、有価証券、図書券、商品券、プリペイドカード、他社電子マネーへのチャージ等、換金性の高いものの購入
- ② たばこ（たばこ事業法第2条第1項第10号に規定する製造たばこ）の購入
- ③ 国や地方公共団体への支払い（税金、公共料金、水道料金、下水道使用料等）
- ④ 保険診療等の受診料、処方箋調剤費等（健康保険、介護保険等の公的保険が適用される医療・介護等）
- ⑤ 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場代（不動産取引）等の継続的な支払い
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する営業に係る支払い
- ⑦ 当会が発行する他の商品券や割引券等との併用（別途当会が認めた場合を除く）
- ⑧ 第9条に定める特定取引の取扱期限外に行われる取引、および将来提供される商品・サービスの引換券等の代金を前払いする取引

3 当会は、第1項各号に掲げる業種以外であっても、第1条の目的に反しないと認める場合は、事業者の申請により取扱事業者として登録することができる。

（応募・登録方法および継続登録）

第4条 前条の応募資格を満たし、取扱事業者として登録を希望する者は、当会所定の方法（登録申請書またはWeb申請フォーム等）により申請を行うものとする。

2 前項の規定により一度登録された取扱事業者（当会非会員および大型店を除く）は、事業者から辞退（取消し）の届出がない限り、次期以降に実施される本事業においても自動的に継続して取扱事業者として登録されるものとする。

3 当会は、本事業を実施する際、前項の自動継続対象となる取扱事業者に対し、改めて登録の意思確認を行わず、事業実施概要および日程等の告示等（電子メールまたは郵送等を含む）の送付をもって通知に代えるものとする。

4 当会非会員および大型店については、第2項の規定にかかわらず、事業の実施ごとに当会において参加意向等の都度確認を行うものとする。

（応募期間等）

第5条 新規登録の応募期間、非会員・大型店の意向確認期間、および最終受付日等については、事業の実施ごとに告示等において別に定める。

（登録および決済ツールの交付）

第6条 第4条の規定により応募または継続登録があった場合は、当会は事業所登録台帳に登録の上、当該事業者へ決済用QRコード等および店頭掲示用ツール等を交付（または既存ツールの継続使用を承認）するものとする。

（特定取引、店舗の遵守事項および継続義務）

第7条 登録された取扱事業者は、本アプリを所有する利用者が商品券等を利用して特定取引を求めた場合、正当な理由がない限りこれを拒否してはならない。

2 特定取引においては、つり銭は支払われないものとする。

3 取扱事業者が独自に商品券等の利用対象外とする商品やサービス（特売品等）を設ける場合は、あらかじめ利用者が明確に認識できるよう、陳列棚、店頭ポスター、チラシ等にその旨を分かりやすく明示しなければならない。

4 取扱事業者は、特定取引の実施時において、利用者のアプリ上で決済処理が正常に完了したこと（決済完了画面および決済金額）を必ず目視または店舗用決済端末・管理画面で確認しなければならない。店舗側の確認漏れ、誤入力、または未完了決済に起因して生じた未回収金等の損害について、当会は一切の責任を負わない。

5 取扱事業者は、利用者の利便性維持および混乱防止のため、各事業の実施期間（取扱期限）中においては、廃業、店舗の閉店、その他やむを得ない事由がある場合を除き、原則として途中で登録を辞退し、または特定取引の取扱いを停止することはできない。

（換金・精算および不正決済時の処理）

第8条 取扱事業者は、特定取引により受け入れた商品券等の売上額について、事業者用アプリケーション管理画面（以下「管理画面」という。）上で確認の上、当会所定の手続きにより換金（振込）を受けるものとする。振り込みのスケジュール、単位、換金に係る事務手数料、および振込手数料の負担条件等は、事業ごとに告示等で別に定める。

2 取扱事業者は、他の取扱事業者の換金を代行してはならない。

3 当会は、特定取引または決済内容に不正、誤り、または本要項もしくは利用規約への違反の疑いがあると認めた場合、事実関係の調査が完了するまで、当該取引に係る換金（振込）の全部または一部を一時保留することができる。

4 調査の結果、不正利用、架空取引、または自己売買等の違法・不当な取引であることが判明した場合、当会は当該決済分の換金を拒否し、既に換金済みの場合はその返還を求めることができる。

（取扱期限）

第9条 特定取引の取扱期限（商品券・ポイント等の利用可能期間）は、事業ごとに告示等で定める期間とする。取扱期限を過ぎた商品券等は理由のいかんを問わず使用および換金を行うことができない。

（交換、譲渡および売買等の禁止）

第10条 取扱事業者は、受け入れた商品券等またはその権利を、第三者と交換、譲渡、質入れ、貸与、または売買（換金行為含む）を行ってはならない。

（反社会的勢力の排除）

第11条 取扱事業者は、自己、自社、その役員、従業員または経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

2 取扱事業者が前項に違反していることが判明した場合、当会は催告を要することなく、直ちに取扱事業者の登録を取り消すことができる。

（登録の辞退、取消しおよびペナルティ）

第12条 取扱事業者が登録の辞退を希望する場合は、原則として事業の実施期間外に、当会所定の方法により辞退の届出を行うものとする。

2 取扱事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、当会は事前通知または催告なく直ちに登録を取り消し、換金・精算の停止、および被った損害の賠償を請求することができる。

- (1) 本要項、ガラシャ Pay 利用規約、その他関連法令に違反したとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により登録を受け、または換金を受けようとしたとき
 - (3) 虚偽の特定取引（架空売上）や不当な換金行為を行ったとき
 - (4) 当会または本事業の信用・名誉を傷つける行為を行ったとき
 - (5) 前条（反社会的勢力の排除）の規定に違反したとき
- 3 登録が取り消され、または辞退した取扱事業者は、直ちに店頭掲示用ポスターおよび決済用 QR コード等を撤去・破棄（または当会へ返却）しなければならない。

（返還請求および損害賠償）

第13条 当会は、不当または不正に換金を受けた取扱事業者に対し、給付した換金額の全部または一部の返還を請求することができる。

2 前項の返還請求を受けた取扱事業者は、当会の指定する期日までに指定の方法でこれを誠実に履行しなければならない。返還にかかる費用および遅延損害金は当該事業者の負担とする。

（システム障害・免責事項）

第14条 通信回線やコンピュータ等の障害、保守作業、天災地変、その他やむを得ない事由により、本アプリのサービスが一時的または長期的に停止・遅延した場合において、取扱事業者に生じた売上機会の逸失、業務遅延、その他の損害について、当会に故意または重過失がない限り、当会は一切の賠償責任を負わない。

（その他）

第15条 この要項に定めるもののほか、本事業の運営に必要な事項は、当会が別に定める。

附則

この要項は、令和8年8月14日より施行する。

新旧対比表

項目・条項	改定	従前	主な改定内容
第1条 (目的)	「ガラシヤ Pay」を活用した電子商品券発行およびポイント付与等の地域デジタルサービス全般に対象を拡大。	プレミアム商品券の発行事業および取扱事業者の募集手続き等について規定。	アプリ機能拡張（ポイントや各種施策）に対応するため事業定義を拡張・整理。
第2条 (定義)	「電子商品券」「ポイント等」「商品券等」「特定取引」「決済用 QR コード等」「告示等」の定義を新設。	(独立した定義条項なし)	「商品券」と「ポイント」の法的な違いを整理し、用語の意味を厳密化。
第3条 (応募資格・対象外)	第3条に統合・再編。対象外取引に「他社電子マネーチャージ」「保険診療」「不動産取引（家賃等）」等を具体的に明記。	第2条に規定。適用除外取引（タバコ、換金性商品、税金等）を列挙。	デジタル決済での誤用防止および関係法令（公的保険等）への適合性を強化。
第4条 (応募・登録・継続登録)	第4条に規定。自動継続登録ルールを新設（辞退がない限り次期も自動継続）。ただし「非会員」および「大型店」は自動継続の対象外とし都度確認。	第3条に規定。都度申請書を提出して応募する運用。	毎回発生していた事業者募集の手間を削減し、事業者・事務局双方の負担を軽減。
第5条 (応募期間等)	第5条に規定。固定日付を削除し、事業ごとの「告示等において別に定める」形式へ変更。	第4条に規定。「令和8年3月9日～3月24日」など具体的な固定日付を記載。	事業ごとに要項本体を改定する必要をなくし、柔軟な運用を可能化。
第6条 (登録・ツール交付)	第6条に規定。既存決済ツールの「継続使用承認」に関する規定を追加。	第5条に規定。決済用 QR コードおよびポスターを交付。	自動継続運用に伴い、店舗の既存 QR コード等をそのまま使えるよう規定を整備。
第7条 (特定取引・遵守事項)	第7条に規定。①店舗側の決済完了目視・確認責任を明記（未確認時の過誤は店舗帰属）／②事業実施期間中の任意離脱（途中辞退）を原則禁止。	第6条に規定。つり銭不可、独自利用不可の明示、管理画面での確認義務等を規定。	利用者の混乱防止と、店舗の確認漏れ（未決済トラブル）に関する当会側の免責を明確化。

第 8 条 (換金・精算・不正処理)	第 8 条に規定。①振込条件・手数料等を「告示等」へ一元化／②不正決済・違反の疑いがある場合の「振込一時保留・拒否・返還請求」権限を明記。	第 7 条に規定。付表の振込スケジュールに基づいて換金。	不正利用や架空決済が発生した場合に精算を止めるための法的防衛策を強化。
第 9 条 (取扱期限)	第 9 条に規定。「告示等で定める期間」へ変更。期限切れ失効の原則を明記。	第 8 条に規定。「令和 8 年 4 月 24 日～6 月 30 日」と固定表記。	事業ごとの日程変動に対応。
第 10 条 (禁止事項)	第 10 条に規定。表現を整理し「質入れ、貸与、換金行為」等も明記して禁止を厳格化。	第 9 条に規定。交換、譲渡、売買の禁止。	不正換金・権利譲渡防止の徹底。
第 11 条 (反社会的勢力の排除)	【新設】 反社会的勢力でないことの表明・保証、および判明時の即時登録取消し規定。	(未規定)	ガバナンス・コンプライアンスの強化。
第 12 条 (辞退・取消し・ペナルティ)	第 12 条に整理・統合。①辞退手続き(原則として期間外)を規定／②即時取消事由(反社、架空売上等)を列挙／③取消・辞退時の掲示物(QR 台紙等)の速やかな撤去・破棄義務を追加。	第 10 条・第 12 条に分割して規定。違反時の取消し・換金停止・損害金請求等。	退会・取消店舗において間違えて決済が行われるトラブルを未然に防止。
第 13 条 (返還請求・損害賠償)	第 13 条に規定。遅延損害金および返還にかかる費用の事業者負担を明記。	第 11 条に規定。違反して換金を受けた者への返還請求。	返還請求時の実務・法的効力を補強。
第 14 条 (システム障害・免責)	【新設】 通信障害やシステムメンテナンス時等の機会損失・損害に関する商工会側の免責条項。	(未規定)	アプリや通信の不具合発生時における商工会の損害賠償リスクを回避。
第 15 条 (その他)	第 15 条に規定(現行どおり)。	第 13 条に規定。	規定の整理。
付表(換金スケジュール)	【削除】(要項本文から外し、事業ごとの「告示等」へ移行)。	具体的な振込日程表(4 月～7 月の締め・振込日テーブル)を記載。	固定の日程表を廃止し、事業ごとの案内・ウェブサイトでの提示に一元化。